# 学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令 （平成九年政令第百八十九号）

学校図書館法附則第二項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあっては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を三百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）とを合計した数）が十一以下の学校とする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。